## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年 3月 4日(月)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年 3月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 5 件

ての	، کار	<u> </u>		
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却系ポンプグランド受排水配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃。	GⅢ	
2		制御棒駆動水圧系駆動水加熱器シース温度記録計において、記録紙切れが認められたため、当該記録計の記録紙を交換。	GⅢ	
3		格納容器内雰囲気モニター系放射線モニタ検出器において、信号用・高圧電源用ケーブル被覆及びコネクタに損傷が認められたため、当該コネクタ及びケーブルを交換。	GⅢ	
4	3号機	残留熱除去機器冷却海水系ポンプAの点検において、シャフト連結ボルト(リーマボルト)に浸食が認められたため、当該ボルトを交換。	GⅢ	
5		照明用分電盤負荷側照明回路において、照明分電盤(2ヶ所)の負荷絶縁抵抗値低下が認められたため、当該負荷を切り離すとともに原因を調査。	GⅢ	